

# 平成27年10月 教育委員会臨時会会議録

○日 時 平成27年10月19日(月) 10:00～11:03

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 本 多 直 行  
委員長職務代理者 松 島 利 彦  
委 員 松 本 正 弘  
教 育 長 宮 原 照 彦

○欠席委員の氏名

委 員 森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 森 本 一 広  
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一  
ス ポ ー ツ 課 長 下 岸 安 彦 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 議案上程

第52号議案	島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱	原案 可決
--------	---------------------	----------

第 5 そ の 他

第 6 閉会

【会議録】

<b>第 1 開会 (10:00)</b>	
本多委員長	ただいまから10月の臨時教育委員会を開催いたします。
<b>第 2 会期日程</b>	
本多委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。(「はい」の声)
<b>第 3 議事録署名委員の指名について</b>	
本多委員長	議事録署名委員に 松本 委員と宮原 委員を指名します、よろしくお願 いします。(「はい」の声)
<b>第 4 議案上程</b>	
	<b>第52号議案</b> <b>島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱</b>
本多委員長	議案の審議に入ります。それでは、第52号議案について、提案理由 の説明をお願いいたします。
松本課長	第52号議案、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱について、 ご説明申し上げます。 自治公民館の建設事業補助金について、これまで新築、増築、改築に ついて補助金を交付しておりましたが、改修についても補助対象とす ることができるようにするとともに、所要の整備を図るため、この要綱の 全部を改正しようとするものであります。 まず、今回の改正の要点について説明いたします。別紙の、「島原市 自治公民館建設事業補助金交付要綱の改正について(要点)」をご覧ください。 今回は、大きく4つの点について改正をしております。まず一つ目 に、趣旨の中に、自治公民館の活用目的となる「地域住民の自治意識の 向上及び絆づくりを推進するため」を追加しました。二つ目に、補助対 象事業に、「利用の円滑化と促進を目的に行う改修及び自然災害による 復旧のために行う改修で市長が特別に認めるものに限る。」を追加し、 対象工事を明記しました。三つ目は、補助対象外工事として、老朽化に

伴う維持補修、別棟の建物、外構工事、補助事業実施後10年以内の工事を明記しました。4つ目が、補助を受け場合は、公民館の利用促進と地域の絆づくりを目的とした事業の実施と報告を義務付けしたことです。

以上で主な点の説明をお終わります。続きまして、条文の内容について条を追って説明いたします。

議案集の1ページをご覧ください。

第1条は、趣旨でありまして、地域住民の自治意識の向上及び絆づくりを推進するため、町内会・自治会等が行う自治公民館の新築、増築、改築又は建物本体の修繕等に対して、予算の定めるところにより自治公民館建設事業補助金を交付することを規定したものであります。

第2条は、補助対象事業でありまして、第1項では補助対象事業として、自治公民館の利用の円滑化と促進を目的に行う改修及び自然災害による復旧のために行う改修を追加し、第2項では補助対象外の工事として、老朽化に伴う維持補修、別棟の建物、外構工事及び補助事業を実施後10年を経過していない建物の工事を規定したものであります。

第3条は、補助の条件でありまして、補助を受ける場合の要件として、補助を受けた年度以後の5年間は、自治公民館の利用促進と地域の絆づくりに関する事業を年1回以上実施しなければならない旨を規定したものであります。

議案集2ページをご覧ください。

第4条から第13条までは、これまでの要綱とほとんど同じ内容でありますので簡単に説明します。

第4条は、補助金の額、補助対象経費及び限度額等を、別表に整理して規定したものであります。

第5条は、町内会等が行う補助金交付申請書の提出と、添付書類について規定したものであります。

第6条は、市長が行う補助金の交付決定及び通知について規定したものであります。

第7条は、事業の着手について規定したものであります。

第8条は、町内会等が行う事業計画変更承認申請と市長が行う承認又は不承認の通知について規定したものであります。

第9条は、町内会等が行う実績報告書の提出と添付書類について規定したものであります。

議案集3ページをご覧ください。

第10条は、市長が行う補助金交付額の確定と通知について規定したものであります。

第11条は、町内会等が行う補助金の交付請求と、市長が行う補助金の概算払について規定したものであります。

第12条は、市長は不正行為などがあった場合の、補助金の取消し及び返還について規定したものであります。

第13条は、町内会等に対し建物の処分及び使用制限について規定したものであります。

第14条は、報告及び調査でありまして、第1項では、市長は、必要な報告を求め調査を行うことができることを、第2項では、町内会等は、自治公民館利用促進事業の報告をしなければならない旨を規定したものであります。

議案集4ページをお願いします・

第15条は、雑則について規定したものでありまして、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとしたものであります。

附則は、施行期日でありまして、この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用するとしたものであります。

議案集5ページをお願いします。

別表1（第2条関係）は、改修の場合の補助対象となる工種の種類について規定したものであります。

別表2（第3条関係）は、補助条件となる自治公民館の利用促進と地域の絆づくりに関する事業について規定したものであります。

別表3（第4条関係）は、補助金の額等でありまして、新築、増築又は改築の場合は、50万円以上の工事を対象とし、補助率は2分の1、限度額を300万円、改修の場合は、50万円以上の工事を対象とし、補助率は2分の1、限度額を100万円と規定したものであります。

なお、付記の部分になりますが、国、県又はその他公共的団体からの補助を受ける場合はその額を含めた額を限度額とし、損害保険等の適用がある場合は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額から保険金等を

差し引いた額と、限度額の欄に掲げる額の小さいほうの額とするとしたものであります。

議案集 6 ページから 18 ページまでは、改正後の要綱で手続きに必要な様式を記載しております。

また、参考資料として 20 ページから 31 ページまでは、改正前の要綱を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

本多委員長

何か、ご質問、ご意見はありませんか。

制度の概要等が分かり難いと思いますので、この制度の流れについて申請から補助金の交付までの流れを説明してください。

松本課長

町内会・自治会から、新築、改築、改修等でまず計画を出され、補助が受けられるかどうか教育委員会に相談に来られます。教育委員会は現場を確認し、補助に該当すると判断した場合には、予算を確保し、その後、交付申請書に必要な書類を添付していただいて、書類的な手続きを開始することになります。交付申請書を頂いた後は、内部で内容を精査し、交付決定をし、そしてその通知を町内会・自治会にします。その通知があったあとに町内会・自治会は、事業に着手をするという流れになります。途中事業の計画変更があった場合には、町内会・自治会から申請をいただいて、市長から承認をいただいて、町内会・自治会に通知をいたします。その後事業が終わった後に、町内会・自治会から事業実績の報告が提出され、それを受けまして、内容を精査し、問題が無ければ、交付額を確定し、交付額確定通知書を町内会・自治会に送付いたします。その通知を受けた町内会・自治会は請求書を市の方に提出し、それに基づいて、市の方から補助金を支払う流れになっております。なお、今回は自治公民館の利用促進、また地域の絆づくりを目的とした事業を以後 5 年間、毎年実施をしていただくということを義務付けしておりますが、そういった流れでこの事業を完了するということになります。以上です。

本多委員長	<p>ありがとうございました。今事業の流れについてもご説明いただきましたけれども、それも含めてご質問はありませんか。</p>
松島委員	<p>詳しくなったということですか、例えば対象にならないものが詳しくなったとか、金額的なこともですか。</p>
松本課長	<p>旧要綱では、第3条で補助金は、施設の新築、増築又は改築に要する経費の2分の1以内とし、3,000千円を限度とする。また、第5条で対象経費は、自治公民館の本工事費及び付帯工事費と補助対象の経費を記載していたわけですが、今回は、改修を含めたところでの全部改正でございますので、紛れが生じないように補助対象外の経費についても明記をさせていただいたところでございます。</p>
松島委員	<p>はい、分かりました。</p>
本多委員長	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>私から2つ質問をさせていただきます。1つ目は、これは自治公民館建設補助金なんですけど、そもそも自治公民館の建設事業というのは、地域の活性化あるいは地域振興にかかるものなのか、あるいは社会教育活動の拠点としての位置づけなのか、その辺が非常に分かり難い。そもそも自治公民館の補助金等については、これまで市長部局でやってきたものが今回教育委員会になっているというのもあるもんですから、そういったところでご説明いただきたいということとです、</p> <p>もう1点が、この補助対象の事業費と補助金の上限額の考え方、50万円以上の補助対象費、それから補助金は、対象額の2分の1以内、限度額が新築、増築、改築にあたっては300万円を限度額とする、改修については、災害の場合を含め100万円を限度とするとなっていますけど、この辺の考え方とそれから5ページの下に書いてある1と2、これは限度額の条件になるんだと思いますけども、これが非常に分かり難い。分かるようにしておかないと、どこまでが限度額なのか分からないのでその辺を説明してください。</p>

<p>松本課長</p>	<p>まず1つ目については、自治公民館の性格ということになりますが、まず自治公民館は、第1条にも記載してありますように、社会教育法で規定する公民館に類似する施設ということで規定がなされています。この公民館につきまは、社会教育法の20条に設置目的がありますが、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」という規定がございます。実際社会教育的な意味合いの規定と解釈をしているところでございますが、幅広く考えた場合に町内会・自治会が行っている各種地域づくりの事業については、やはり社会福祉の増進の一環、また生活、文化の一環ということもございまして、自治公民館の活用の実態といたしましては、社会教育に限らず、地域づくりにも活用がされているということもございましたので、幅広い意味での自治公民館への補助ということで今回規定をさせていただいたところでございます。もう一点の別表3の考え方でございますが、新築、増築、改築についてはこれまでと同様に補助率2分の1、限度額を300万と規定させていただきました。改修について、50万以上という条件をつけた理由は、何でもかんでも市でやるということではなくて、細かいことは自分たちでやっていただきたいと、どうしても金額が大きくなって町内会・自治会の負担が大きいもののみ市の方から補助するということで50万以上という制限を設けさせていただきました。他のリフォーム等の事業についても制限がございましたので、また他市の状況を鑑みまして、50万円以上と規定させていただきました。補助率については、同じく2分の1、限度額については、例えば改修で大きなもので小屋換えがあるかと思いますが、だいたい200万円ぐらいというのがありまして、大きいものでその程度かなということで100万というラインを敷きました。また、他市の状況ですけれども、県内13市の内9市が補助制度行っておりまして、そういった事例も参考にしながら、100万円という限度額を設けさせていただきました。</p> <p>次に付記が非常に分かり難いということでご指摘をいただきました。付記の1番ですけれども、「限度額については、国、県又はその他公共的団体からの補助を受ける場合は、その額を含めた額とする。」これは過去に</p>
-------------	---

県から補助金を貰って、その補助金の2倍の額を市の方で支払いますという制度が平成17年までございました。またその他公共的団体としては、現在も補助制度ございますが、自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業がございます。こちらは新築又は改修についても補助がございます。このように国とか公共的団体の補助金になりますと、通常市の一般会計に計上をして支出をするというところもございますので、他の団体から補助を受ける場合は、そのまま財源として確保できますので、その額で考えておりますが、例えばコミュニティ助成事業は、1500万円の限度額で下の制限がございません。例えば改築の場合200万とか低い額の補助があった場合、当然市としては、特定財源としていただける分は、紹介していきますので、そちらを優先的に補助を受けていただくということになります。ただ単純に改築の場合には市の補助金では300万円を限度ということで支給されますので、他の補助金の場合には200万円しかこなかった。市の補助金を適用したら300万円もらえた。そうすると100万円分町内会として損をするというケースがあるものですから、他の補助金を併用する場合には、そこにあります300万円又は100万円を限度として、その差を補うかたちで補助をしたいと考えているところでございます。2つ目の損害保険の適用等がある場合の補助金については、例えば新築の場合で説明させていただきます。補助対象経費の2分の1の額から保険金を差し引いた額が、300万円を超えない場合は、その額が補助額となります。300万円を超える場合は、限度額の300万円が補助額となります。改修についても同様で100万円の限度額となります。なお、補助対象経費の2分の1の額から保険金を差し引いた額がマイナスとなった場合は、補助金はないということになります。以上です。

本多委員長

ありがとうございました。だいたい分かりました。

今の説明で少し確認したいんですけども、補助金の限度額はあくまでも国と公共的団体と市の合計額が限度額ということですね。

松本課長

はい、そうです。



本多委員長	<p>他に何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
本多委員長	<p>無いようでしたら、第50号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、第52号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
<b>第 5 その他</b>	
本多委員長	<p>次に、その他の項目ですが何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<b>第 6 閉会 (14:22)</b>	
本多委員長	<p>他になければ、これで本日の10月臨時教育委員会を閉会します。</p>